



EUの包装・包装廃棄物規則（PPWR）の 概要

日本貿易振興機構（ジェトロ）

調査部 欧州課

2026年8月

1 | 規則が掲げる目標：各加盟国に達成義務

(1) 包装廃棄物の削減目標

- 1人当たりの包装廃棄物の重量（2018年比）
 - ❖ **2030年**までに**5%**削減
 - ❖ **2035年**までに**10%**削減
 - ❖ **2040年**までに**15%**削減

(2) リサイクルの目標

- 廃棄物重量に対する割合を義務付け
(数値は廃止される包装・包装廃棄物指令と同じ)

包装の材料	2025年末	2030年末
包装廃棄物全体	65%	70%
プラスチック	50%	55%
木材	25%	30%
鉄合金	70%	80%
アルミニウム	50%	60%
ガラス	70%	75%
紙・段ボール	75%	85%

(3) プラスチック袋（レジ袋）の消費量

- 1人当たりの消費量を年間40枚まで
またはそれに相当する重量に制限
(2025年末から毎年末時点に達成)
- 目標達成のため削減措置を講じることを義務付け

(4) 使い捨て飲料用ペットボトルと飲料缶の分別収集

- 容量3リットル以下の使い捨て容器の分別収集を2029年1月1日までに90%以上

対応策

デポジット・リターン制度の導入

- ❖ 販売時にデポジットとして課金し、ペットボトルや飲料缶の返却時に返金
- ❖ 制度の適用除外：ワイン、その他のアルコール飲料（日本酒、ウイスキー、焼酎を含む）、乳・乳製品など

2 | 事業者の義務（1）：包装の上市に必要な要件

- 以下の要件を満たさない包装の上市は認められない。
- この他に、包装へのラベル表示と情報提供を事業者に義務付け。

① 懸念物質などの含有量を制限

- 懸念物質とその濃度を最低限に抑える
- 鉛、カドミウム、水銀、六価クロムの含有濃度は合計で100mg/kg以下
- 食品に接触する包装では、有機フッ素化合物（PFAS）を一定基準以下

② 市場に出す包装は全てリサイクル可能であること

- リサイクル可能性の要件を満たすため、リサイクル可能性の評価を実施する

③ プラスチック包装のリサイクル材含有率が一定以上であること

- 最低含有率の達成目標を設定

④ 包装の体積・重量が最小限であること

- 規則が定める性能基準を満たすこと
- 上げ底など容積を大きく見せるだけの包装を認めない

⑤ 一部の包装は堆肥可能であること

- ティーバック、コーヒーの使い捨て個包装、青果物用の粘着性ラベルなど

⑥ 再利用が可能であること

- 規則が定める再利用可能な包装の条件を満たし、再利用のためのシステムに参加する
- 輸送用包装、グループ化する包装、飲料用包装の3種の包装に目標を設定

3 | 事業者の義務（2）：リサイクル可能な包装とラベル表示

包装がリサイクル可能であるための2つの要件

- ① **マテリアルリサイクル用に設計**（廃棄物を同じ製品の原材料として利用可能であること）
 - ❖ 適用時期：**2030年1月1日**、または要件の詳細を定める委任立法の発効日から2年後のいずれか遅い日
- ② **大規模なリサイクルが可能**（EUレベルにおいて年間包装廃棄物の55%以上がリサイクルされていることを確保できる確立されたプロセスに対応していること）
 - ❖ 適用時期：**2035年1月1日**、または要件の詳細を定める実施法令の発効日から5年後のいずれか遅い日（この要件がリサイクル可能性の評価基準に加えられる）

リサイクル可能性の2つの要件を満たす方法

リサイクル可能性の評価を①委任立法と②実施法令に基づき**リサイクル性能等級**で判断

重量ベースで**A（95%以上）**、**B（80%以上）**、**C（70%以上）**の3段階

- **2030年1月1日**、または委任立法発効日から2年後のいずれか遅い日以降は**A、B、Cの包装だけ**が上市できる
- **2038年1月1日**以降は、**AとBの包装だけ**が上市できる

ラベル表示と情報提供の義務

- 包装に**材料の組成を示すラベルをピクトグラム（絵記号）**で付ける
- ラベルの要件の詳細は**規則発効日から18カ月以内に実施法で規定**
 - ❖ 適用時期：**規則発効日から42カ月後**、または**実施法発効日から24カ月後**のいずれか遅い日
- 再利用可能な包装には、**再利用可能を明示するラベル**も付ける
 - ❖ 適用時期：**規則発効日から48カ月後**、または**実施法発効日から24カ月後**のいずれか遅い日

4 | 事業者の義務（3）：プラスチック包装に対する規制

プラスチック包装のリサイクル材最低含有率の目標

- 包装のプラスチック部分について、リサイクル材の割合の達成を義務付け

包装の種類	2030年	2040年
PETを主要材料とする接触に注意が必要な包装（※）	30%	50%
PET以外のプラスチック材料の接触に注意が必要な包装（※）	10%	25%
使い捨てプラスチック飲料ボトル	30%	65%
上記以外のプラスチック包装	35%	65%

（※）使い捨て飲料ボトルを除く

一部使い捨てプラスチック包装の使用禁止

以下の使い捨てプラスチック包装が禁止される。適用は**2030年1月1日以降**

- 製品をグループ化する使い捨て包装：シュリンクラップなど
- 1.5kg未満の生鮮青果物用の使い捨て包装：ネット、袋、トレーなど
- 飲食・宿泊部門の食品・飲料用使い捨て包装：トレー、皿、コップ、袋、箱など
- 飲食・宿泊部門の調味料、ソース、コーヒー用クリーム、ジャム、砂糖などの包装：小袋（サシェ）、タブ（広口の浅い容器）、トレーなど
- 宿泊部門の化粧品・トイレタリー用品などの使い捨て個包装：シャンプーやボディローションなどのボトル、石鹸の小袋など
- 超軽量プラスチック製の買い物袋（厚さ15ミクロン未満）

5 | 事業者の義務（4）：包装の再利用と詰め替えの規制

3種の包装に再利用可能な割合の目標を設定

- 対象となる包装：輸送用包装、保管用に製品をグループ化する包装、飲料販売用の包装（飲料販売用は最終販売事業者への義務付け）
- 適用時期：2030年の目標は達成を義務付け、2040年の目標は努力義務

対象となる包装	2030年 達成義務	2040年 努力義務
輸送用または販売用の包装 電子商取引を含めたEU域内での輸送に使われるパレット、プラスチック製の折りたたみ式箱、箱（段ボール箱を除く）、トレー、プラスチック製クレート、ドラム缶、ふた付き容器（キャニスター）など	40%	70%
グループ化するための包装 販売用包装以外で、在庫保管用や販売用単位にまとめるために製品をグループ化する箱型の包装（段ボール箱を除く）	10%	25%
飲料用の容器包装 消費者に販売するアルコール飲料・非アルコール飲料用（乳・乳製品、ワイン、その他のアルコール飲料のウイスキー、焼酎、日本酒などを除く）	10%	40%

テイクアウト用飲料・食品の詰め替えと再利用の義務

- 詰め替えシステムを用意し、それを販売時点で消費者に知らせ、無料で詰め替えを提供することを義務付け（適用時期は規則発効日から24カ月以内）
- 再利用可能な容器を、使い捨て容器と同等の条件で提供する選択肢を設けることを義務付け（適用時期は規則発効日から36カ月以内）
- 再利用可能な包装・容器の割合は努力義務で、2030年以降に10%以上

6 | 適合性評価と事業者によって異なる義務

- 製造事業者は、PPWRの規則の要件に適合していることを示す**適合性評価**を実施。要件に適合していることを記載した**技術文書（※）**と**EU適合宣言書（EU declaration of conformity）**を作成しなければならない。
- 対象となる条項は、含有物質（第5条）、リサイクル可能性（第6条）、プラスチック包装のリサイクル材最低含有率（第7条）、プラスチック包装におけるバイオベース原料（第8条）、堆肥化可能性（第9条）、包装の最小化（第10条）、再利用の可能性（第11条）、包装のラベル表示・情報提供（第12条）

包装材の供給事業者（supplier）

製造事業者に包装・包装材料を供給する事業者

- 要件に適合する包装材の製造
- 包装された製品の製造事業者に必要な情報を提供

- ✓ 適合性評価が実施された製品のみ上市できる。
- ✓ 包装材メーカーだけではなく、サプライチェーン上の各事業者が包装材の適合性を確認する必要がある。

製造事業者（manufacturer）

・包装または包装済み製品を製造する事業者
あるいは
・自らの名称・商標で設計・製造した包装・包装製品を有する事業者

- 適合性評価を実施
- 適合宣言書を作成（記載項目はp.8参照）
- 技術文書を作成（※実務上は、包装材の供給事業者から必要な情報を入手し作成されることもある）
- 文書の保管→上市から5年間（使い捨て包装）または10年間（再利用可能な包装）

（※）罰則：EU加盟国は2027年2月12日までに、PPWRの違反に適用される罰則についての国内法を定めるように規定されている。欧州委のFAQによると、2026年8月12日以降、包装がPPWRに適合していなくても直ちに販売禁止にはならないとされている。当局はまず事業者には是正を求め、改善されない場合に限り販売禁止や回収などの措置を講じる。

輸入事業者（importer）

EU市場に初めてその包装・包装製品を輸入する事業者

- 要件への適合性を確認
- 文書の保管
- 適合性維持のための管理

販売事業者（distributor）

製造事業者、輸入事業者以外の包装を上市する事業者

- 開示情報の適切な利用
- 適合性維持のための管理

共通実施事項

- 不適合の懸念がある場合、是正措置・回収・当局への報告・協力
- 当局の要請に基づき、適合性の実証に必要な情報の提供

7 | 適合宣言書（DoC）の記載方法

- 適合宣言書とは、製造事業者またはその認定代理人が、製品がEUの要件に適合していることを自己宣言するために署名する必要がある必須文書。EUでは規則順守に関しては、第三者認証機関の認証を受ける場合と、適合宣言書で自己宣言する場合があり、PPWRは後者。

EU declaration of conformity No (*宣言書の識別番号) ...	
1	包装を特定できる識別番号 No ... (unique identification of the packaging):
2	製造事業者または認可代表者の氏名、職位、住所 Name and address of the manufacturer and, where applicable, the manufacturer's authorised representative:
3	宣言: "This declaration of conformity is issued under the sole responsibility of the manufacturer"
4	宣言の対象となる包装の説明 Object of the declaration (identification of the packaging allowing traceability): description of the packaging:
5	適用した統合規格*の記載
6	適用した共通仕様**、技術に関する仕様の記載
7	通知機関が発行する証明書に関する説明*** (該当する場合のみ)
8	補足情報、署名 Additional information: Signed for and on behalf of:

*
欧州官報に記載された統合規格:
「EN 13427:2004」「EN 13428:2004」
「EN 13429:2004」「EN 13430:2004」
「EN 13431:2004」「EN 13432:2004」

**
業界で共通の仕様

・通知機関の名称、住所、番号
・通知機関が実行した措置の説明
・発行された日付
・必要に応じ、証明書の有効期限および条件

(注) DoCは、包装が上市または市場で入手可能となる加盟国が求める言語で作成するか、その言語に翻訳しなければならない。

(出所) PPWR規則付属書Ⅷより作成

適合宣言書のフォーマットの例は欧州委員会のウェブサイトからダウンロードできます

➡ <https://ec.europa.eu/docsroom/documents/23962/attachments/1/translations/en/renditions/native>

※PPWR専用のDoCのテンプレートは定められていないため、参考としてDoCのフォーマットの一例となります。
PPWRでは付属書ⅧにDoCの記載事項が定められています。記載事項を満たせば、企業独自の様式で問題ないとされています。

8 | 技術文書に含める要素

- 包装の製造事業者は、適合性評価を実施し、要件を満たすことを示す技術文書とDoCを作成する。
- 技術文書に含める要素は、PPWRの付属書Ⅶを参照。

PPWR付属書Ⅶ 適合性評価手順：抜粋（仮訳）

以下の内容の技術文書の作成

(a) 包装およびその使用目的の一般的な説明

a general description of the packaging and its intended use;

(b) 設計の概念、設計図面、部品材料

conceptual design, manufacturing drawings and materials of components;

(c) 上記 (b)の設計、図面、包装の取り扱いの説明

descriptions and explanations necessary for the understanding of the drawings provided under point (b) and the schemes and operation of the packaging;

(d) 以下の情報を掲載したリスト

i. 第36条で言及されている統合規格（harmonised standards）で適用したもの

ii. 第37条で言及されている共通仕様（common specifications）で適用したもの

iii. 測定・計算用途で使用したその他の技術に関する仕様

iv. 統合規格・共通仕様を部分的に適用した場合、適用した部分の説明

v. 統合規格・共通仕様を適用していない場合、第5～12条の要件を満たすために採用した代替策の説明

(e) 第6条（リサイクル可能な包装）、第10条（包装の最小化）、第11条（再利用可能な包装）の評価をどのように実施したかの定性的な説明

a qualitative description of how the assessments provided for in Articles 6, 10 and 11 have been carried out;

(f) 試験報告 test reports

9 | 包装への識別情報の表示義務

- 15条5項6項の製造事業者の義務、18条3項の輸入事業者の義務として、一般適用開始の2026年8月12日より、製造事業者は下記の包装識別情報を包装に付与する必要がある。QRコードなどのデータ媒体による表示も可能。適合性確認や市場監視のためのトレーサビリティ確保のため、DoCと包装の現物を紐づけるもの。

Identification

Batch No: B-XXXX-XXXX

Manufacturer

JETRO

Ark Mori Building 6F, 12-32 Akasaka 1-chome, Minato-ku, Tokyo 107-6006, Japan

XX@jetro.go.jp

Importer

JETRO Düsseldorf

Berliner Allee 10, 40212 Düsseldorf, Germany

XX@jetro.go.jp

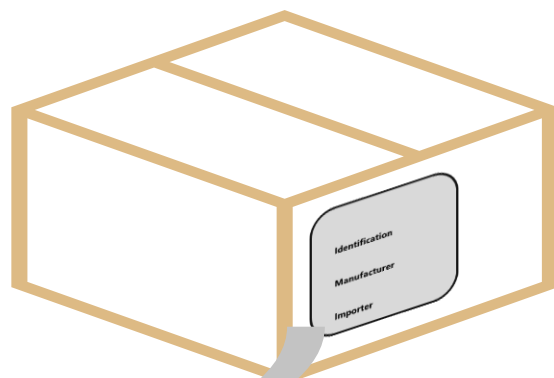
識別情報（型式番号、バッチ番号、シリアル番号など）

製造者情報

- 名称
- 登録商号
- 住所
- メールアドレスなど

輸入者情報

- 名称
- 登録商号
- 住所
- メールアドレスなど



※PPWRで求められる包装の識別情報表示の概念を示したイメージです。
実際の包装への表示方法や配置を示すものではありません。

10 | 生産者と拡大生産者責任

生産者（producer）とは？

- 生産者とは、加盟国内に包装または包装された製品を初めて上市する、または別の加盟国において最終利用者に直接提供する製造事業者、輸入事業者または流通事業者のいずれかを指す（PPWR第3条15項）。

拡大生産者責任（Extended Producers Responsibility、EPR）とは？

- 拡大生産者責任（EPR）とは、製品を市場に供給する事業者（生産者）が、使用後にその製品から生じる廃棄物の管理について、財政的および組織的な責任を負うという原則。
- **PPWR規則では生産者に対して、加盟国の市場で初めて流通させる包装や包装製品についてEPRを負うこと**を明記している。PPWR規則におけるEPRの義務は、EPR費用負担、生産者登録、定期報告など。

生産者登録と義務履行を示す表示

- 生産者は、各加盟国で初めて包装や包装製品を上市する際に、**各加盟国が設置する国内登録簿への生産者登録を申請**しなければならない。生産者責任組織（PRO）に委託する場合は、登録の義務はその組織が果たすことになる。
- 生産者登録の詳細および報告の形式などに関する欧州委員会の実施規則は、2026年8月時点で未発表。各加盟国は、EPR要件に対する生産者の順守状況を監視するための国内登録簿を、実施規則の施行から18カ月以内に設置する。
- EPRの対象となる包装や包装製品は、2027年2月までにQRコードまたはデジタルマーキング技術に対応したシンボルにより、生産者が拡大責任の義務を履行していることを示さなければならない。

11 | 主な持続可能性要件の適用開始時期

適用開始予定日	主な要件	内容
2026年8月12日から ※個別に適用時期が定められた規定を除き、2026年8月12日から適用	有害物質の使用規制（第5条）	・包装に含まれる鉛、カドミウム、水銀、六価クロムの合計濃度は100mg/kgを超えてはならない。 ・一定の基準値を越えるPFASが含まれる「食品接触包装」の上市禁止（他規制により禁止されない場合を除く）
	適合性評価の実施（第38条）	製造事業者は、規則の要件（第5～12条：適用開始された要件のみ）が満たされていることを示す適合性評価を実施し、技術文書を作成しなければならない。
	EU適合宣言書の作成（第39条）	製造事業者は 適合性評価を実施した上で、要件に適合していることを記載したEU適合宣言書を作成しなければならない。
2028年2月12日まで	堆肥化可能な包装（第9条）	・包装および果物・野菜用粘着ラベルは、工業的堆肥化施設での処理に適合することが義務付けられる。 ・それ以外は生分解性プラスチック含め、原則としてマテリアルリサイクルを前提とし、他の廃棄物のリサイクルを阻害してはならない。
2028年8月12日から	包装の表示（第12条）	素材組成に関する統一表示（ピクトグラム）、堆肥可能包装、懸念物質を含む包装、デポジット・リターン制度（DRS）対象包装。 ※包装の再利用可能性に関する表示は、2029年2月12日から開始
2028年8月12日まで	包装廃棄物回収用容器の表示（第13条）	素材別分別を可能にする統一ラベルを表示
2030年1月1日から	リサイクル可能な包装（第6条）	マテリアルリサイクル用に設計 ※大規模リサイクルの要件は、2035年1月1日から適用
2030年1月1日まで	プラスチック包装におけるリサイクル材の最低含有率（第7条）	・上市する包装のプラスチック部分は、使用後のプラスチック廃棄物から回収したリサイクル材の割合を、2030年までに一定割合以上とすることが義務付けられる。 ※2040年にリサイクル材の割合が引き上げられる。
	包装の最小化（第10条）	上市する包装がその機能に必要な最小限の重量・体積であるように設計されていることを確認しなければならない。上げ底や二重壁、不必要な層からなる包装など、製品の容積を大きく見せるためだけの包装は不可。

12 | 主な実施規則・委任規則の採択予定日

採択予定日	対象となる要件	実施規則・委任規則の内容
2026年2月12日	生産者登録（第44条）	登録の詳細および報告の形式など（※2026年6月時点で未発表）
2026年8月12日	包装の表示（第12条）	統一ラベル、表示要件および表示形式（デジタル含む）の仕様 標準化されたデジタル表示技術により包装の素材組成を識別する方法論
	包装廃棄物回収用容器の表示（第13条）	EUレベルで統一した包装廃棄物の収集用容器のラベルとラベルの要件
2026年12月31日	プラスチック包装におけるリサイクル材の最低含有率（第7条）	EU内のプラスチック廃棄物から回収されたリサイクル材の割合の算出と検証の方法、技術文書の書式
		EU域外でプラスチック廃棄物から回収されたリサイクル材に適用されるルールの同等性を評価・検証する方法
		プラスチックのリサイクル技術の持続可能性基準
2027年2月12日	再利用可能な包装（第11条）	再利用で最も頻繁に使用される包装形態について、再利用が可能な回数の最低値
	包装の最小化（第10条）	欧州標準化機関による整合規格の作成、更新
2027年6月30日	再利用目標（第29条）	再利用目標に関する詳細な算出規則と算出方法
2028年1月1日	リサイクル可能な包装（第6条）	リサイクル設計基準とリサイクル性能等級
	再利用目標（第29条）	企業が義務を果たすために、飲料用容器の回収やリサイクルを共同で行う仕組み（プール）をつくることを認めるルールについて、その具体的な条件と、プールが各国の当局へ報告しなければならない情報の要件
	プラスチック包装におけるリサイクル材の最低含有率（第7条）	（必要であれば）新たな適用除外、および適用除外の包装の見直し
2028年2月12日	包装の最小化（第10条）	包装の空き容積率の計算方法
	プラスチック包装におけるバイオベース原料（第8条）	将来的な制度検討に向けた技術的・環境的評価
2030年1月1日	リサイクル可能な包装（第6条）	リサイクル可能規模の評価方法と大規模なリサイクルのための管理メカニズム

主な参考資料

発行元	名称
欧州委員会	規則原文（(EU) 2025/40）
	PPWR特設ページ
	ガイダンス
	よくある質問（FAQ）
農林水産省	輸出先国における容器・包装に関する規制
	令和7年度PPWR調査報告書（2026年3月13日）
	令和6年度 PPWR（EU包装・包装廃棄物規則）調査報告書（令和7年3月）
EUプラットフォーム・ブリュッセル事務局	EU PPWRの概要
日本包装技術協会	欧州委員会ガイダンス・FAQの参考和訳
日本貿易振興機構（ジェトロ）	特集ページ「EU包装・包装廃棄物規則（PPWR）関連情報」 EU PPWRおよび持続可能な包装材に関する規制動向や企業の対応状況について情報発信を行います。ジェトロに多く寄せられる日系企業からのご質問への回答をまとめたFAQも随時更新します。
	【調査レポート】EU循環型経済関連法の最新概要-エコデザイン規則（ESPR）、修理する権利指令（R2R 指令）、包装・包装廃棄物規則（PPWR）案-（2024年11月）
	地域・分析レポート特集「持続可能な包装と企業の対応事例」
	【調査レポート】イタリア包装関連企業の持続可能な包装への対応状況（2026年3月）
	EU包装・包装廃棄物規則（PPWR）関連ニュース（ビジネス短信）（随時更新）

ジェトロはPPWR特設ページを開設

- ジェトロは2026年7月、特集ページ「EU包装・包装廃棄物規則（PPWR）関連情報」を開設した。ジェトロに寄せられる「よくある質問と回答（FAQ）」や関連調査レポート、参考資料を掲載しており、今後も関連情報を随時更新する予定。

JETRO
日本貿易振興機構(ジェトロ)

海外ビジネス情報 ▼ ジェトロのサービス ▼ 国・地域別に見る ▼ 目的別に見る ▼ 産業別に見る ▼

国・地域別に見る 特集: EU包装・包装廃棄物規則（PPWR）関連情報

特集

EU包装・包装廃棄物規則（PPWR）関連情報

EUでは、全ての包装と包装廃棄物を対象に、包装廃棄物を削減し、リサイクルを促進する包括的な規制である「包装・包装廃棄物規則（PPWR）」が2025年2月11日に施行しました。2026年8月12日以降、要件ごとに順次適用が開始されます。EU市場に商品を流通させる全ての産業に影響が及ぶことから、多くの日系企業が対応を迫られています。かかる状況を踏まえ、本特集では、EU PPWRおよび持続可能な包装材に関する規制動向や企業の対応状況について情報発信を行い、日本企業の皆様の活動を支援します。

▼ PPWRの概要 ▼ 企業の対応事例 ▼ 関連ニュース（ビジネス短信）
▼ 世界各国の包装材関連情報 ▼ メールマガジン ▼ 関係外部機関リンク

EU PPWRに関するよくある質問と回答（FAQ）（随時更新）

ジェトロに多く寄せられる日系企業からのご質問への回答をまとめました。

- ・ EU PPWRに関するよくある質問と回答（FAQ）（2026年7月時点） (353KB)

EU包装・包装廃棄物規則（PPWR）の概要

【調査レポート】

- ・ EU循環型経済関連法の最新概要 エコデザイン規則（ESPR）、修理する権利指令（R2R指令）、包装・包装廃棄物規則（PPWR）案（2024年11月）
- 【地域・分析レポート】
- ・ EUの包装・包装廃棄物規則（PPWR）は不確定事項が山積

EU PPWR概要資料（随時更新）

JETRO

事業者によって異なる義務内容、適合宣言書の記載項目、主要要件の適用開始時期などについてまとめました。

- ・ EU PPWR概要資料（2026年7月時点） (331KB)

EU PPWRに関するよくある質問と回答(FAQ)

ジェトロ調査部欧州課
2026年7月2日更新

■制度概要・背景

Q1. PPWRとは何ですか？

A. PPWR(Packaging and Packaging Waste Regulation)は、EUが導入する包装規制で、包装廃棄物削減、リサイクル促進、再利用の義務化を目的とした包括的な規則です。詳細は、ジェトロ調査レポート「EU 循環型経済関連法の最新概要-エコデザイン規則(ESPR)、修理する権利指令(R2R 指令)、包装・包装廃棄物規則(PPWR)案-(2024年11月)」をご覧ください。

■スケジュール

Q2. いつ適用開始されますか？

A. 2025年2月11日施行、2026年8月12日に一部要件が義務化され、リサイクル率やリサイクル可能性などの一部の要件については、個別に適用時期が定められている要件以外は、2026年8月12日から適用開始される主要な要件は、①有害物質の使用規制(第5条)、②宣言書(DoC)の作成です。主要要件の適用開始時期は、「EU PPWR」の「適用開始時期」をご覧ください。

Q3. 2026年8月12日から適用開始される義務は何ですか？

A. 個別に適用時期が定められている要件以外は、2026年8月12日から適用開始される主要な要件は、①有害物質の使用規制(第5条)、②宣言書(DoC)の作成です。主要要件の適用開始時期は、「EU PPWR」の「適用開始時期」をご覧ください。

① 有害物質の使用規制では、特定の有害物質の使用を厳格に制限する物質(PPAS)、鉛、カドミウム、水銀、六価クロムなどがある。

② 製造事業者は、適合性評価の実施および EU 適合宣言書(DoC)の作成を参照ください。

■対象範囲・義務

Q4. PPWR はどの企業が対象になりますか？

A. EU 域内で製品を販売・流通させるすべての企業(域外企業含む)が対象となります。

イタリア包装関連企業の持続可能な包装への対応状況

2026年3月
日本貿易振興機構（ジェトロ）
調査部
ミラノ事務所

ジェトロのアドバイザーによる貿易投資相談（無料）は以下よりお申込みいただけます。
貿易投資相談：輸出や海外進出の実務のご相談を受け付けています（無料）

本資料に関するお問い合わせ：

日本貿易振興機構（ジェトロ）

調査部欧州課



ORD@jetro.go.jp



03-3582-5569



〒107-6006
東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル6階

世界の
ビジネス関連情報
を毎日掲載！

閲覧無料

『ビジネス短信』
はこちら



<https://www.jetro.go.jp/biznews/>

欧州無料
メールマガジン
『ユーロトレンド』

隔週配信！

新規登録はこちら



<https://www.jetro.go.jp/mail/list.html>

■ 免責条項

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロは一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

本資料の内容は、更新日時点で入手可能な情報に基づき作成しています。今後、関連法令や実施細則、ガイドライン、FAQ等の公表・改定などにより内容が変更される可能性がありますので、最新情報は欧州委員会などの公式情報をご確認ください。

禁無断転載